

法人税 | 販促品等に係る売上付加価値税の損金算入

2026年6月

■ 文書

税務局は、2026年5月13日付で、法人税に関するオフィシャルレター 3008/CT-CSを発行しました。

■ ポイント

企業が、法令に従い事業目的で無償提供する販売促進品や贈答品に関して発生する売上付加価値税、スポンサー活動のために使用される商品・サービスに係る売上付加価値税については、法人税の計算上、損金算入可能な費用として取り扱うことができます。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。